

## Instagram 公式アカウントの運用について

富山県ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、富山県立魚津工業高等学校が運用するInstagram(Instagram)アカウントの運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という）を次の通り定める。

### 1 アカウント名・URL・運用者

- (1) 名称：魚津工業高校【公式】
- (2) URL：<https://www.instagram.com/uozuth/>
- (3) 運用者：魚津工業高等学校教職員

### 2 アカウントの管理者

魚津工業高等学校 教頭

### 3 目的

- ・中学生に対して魚津工業高等学校を身近に感じてもらい、入学者数の増加に繋げる
- ・地域の方々や企業、保護者に魚津工業高校の教育活動などの様子を知ってもらう

### 4 運用方法

#### (1) 投稿時間

原則、平日8時30分～17時（不定期）

ただし、上記時間帯以外においても投稿する場合がある。

#### (2) 投稿内容

魚津工業高等学校の日々の活動、生徒の特別活動や部活動等の様子や魚津工業高等学校が実施・参加する行事等の情報

#### (3) その他

他のアカウント（学校・企業等）から当学校の情報発信に資する投稿やハッシュタグを付けた投稿があった場合は、シェア（リポスト）を行うことがある。

### 5 当アカウントへの投稿に対する回答について

当アカウントへの投稿に対しての回答は行わないものとする。掲載情報に関するご意見やお問い合わせについては、下記メールアドレスとする。

メールアドレス：[uozukogyo@ed.pref.toyama.jp](mailto:uozukogyo@ed.pref.toyama.jp)

## 6 禁止事項

下記のような内容の投稿は禁止とする。投稿の内容が下記事項のいずれかに該当すると判断した場合には、事前の通告なしに投稿を削除することがある。

- ア 法令等に反する場合、または法令に反する恐れがある場合
- イ 特定の個人、団体等を誹謗中傷する場合
- ウ 政治又は宗教活動を目的とする場合
- エ 犯罪行為等を誘発する場合、名誉毀損、肖像権、著作権、商標権等知的財産権を侵害する場合
- オ 広告、宣伝、勧誘、宗教、営業活動等を目的とする場合
- カ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる場合
- キ 公序良俗に反する場合
- ク 虚偽又は事実と異なる場合
- ケ 本人の承諾なく第三者の機密情報又は個人情報に掲載する等プライバシーを害した場合
- コ 有害なプログラムを使用、もしくは提供する場合。又はその恐れのある場合
- サ Instagram 利用規約に反する場合
- シ アからサまでの内容を含むホームページへのリンクを目的とする場合
- ス 上記の他、魚津工業高校が不適切と判断した場合

## 7 知的財産権

当アカウントに掲載しているすべての情報（テキスト、画像、動画等）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利）は魚津工業高等学校又は原著作権者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。ただし、Instagram アカウント上でシェア（リポスト）の機能による掲載はこの限りではない。

## 8 免責事項

- (1) 当アカウントの掲載情報については最新の注意を払っているが、情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。このため、当アカウントにおける情報（テキスト、画像、動画等）を利用したために利用者又は第三者が被った被害について一切の責任を負わない。
- (2) 当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又は利用者と第三者とのトラブルにより利用者もしくは第三者が被った損害について一切の責任を負わない。
- (3) 当アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

- (4) 「いいね！」ボタンのクリックやコメントの投稿等により、公開される個人情報等については、利用者が Instagram 利用規約に基づいて公開を承認したものとする。
- (5) 当アカウントへのコメントや、他のアカウントから魚津工業高等学校が指定するハッシュタグを付けて投稿した情報にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、利用者は魚津工業高等学校に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、魚津工業高等学校に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

## 9 運用ポリシーの変更について

当アカウント運用ポリシーは予告なく、変更する場合がある。

## 10 附属

当アカウント運用ポリシーは令和6年7月1日から施行する。